

令和7年度渋川市農産物消費拡大推進事業補助金交付要領

令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市内農業の活性化を目的に渋川市産農産物の消費拡大を図るため、渋川市産農産物のPR活動を行う者に対し、予算の範囲内において、渋川市農産物消費拡大推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。
内容	<p>補助の対象となる者は、3名以上の農業者で構成される団体であって、次の各号の要件を全て満たすものとします。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) 構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(2) 代表者の定めがあること。</p> <p>(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(4) 法令及び公序良俗に反していないこと。</p>
補助対象事業	<p>補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、渋川市産農産物の消費拡大を目的としたPR活動に係るものとします。ただし、次の各号に掲げるものを除きます。</p> <p>(1) 政治及び宗教活動を目的とするもの</p> <p>(2) 営利を目的とするもの</p> <p>(3) その他市長が不相当と認めるもの</p>
補助対象経費	<p>補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要した経費とし、次に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) イベント等に出店をするために徴収される負担金等</p> <p>(2) 無料配布又は試食に要する経費</p> <p>(3) 無料で体験活動を実施する経費</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、その他の補助金の交付を受けた補助対象事業に要する経費は、補助対象経費としません。</p>
補助金の額	<p>補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、上限を10万円とします。</p> <p>2 前項の額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p> <p>3 交付を受けることのできる補助金は1回のPR活動につ</p>

		き、1度までです。
	予算額	この補助金の事業全体の限度額は、500,000円です。
交付申請の方法、 時期等 手続等		<p>補助対象事業に着手する日の7日前までに農政課へ書面の提出又はメールにて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>渋川市農産物消費拡大推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 補助金を必要とする理由書 (4) 構成員の名簿</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等		<p>申請のあった日から20日以内に交付又は不交付の決定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市農産物消費拡大推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。</p>
変更交付申請の方法、 時期等		<p>申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市農産物消費拡大推進事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。</p>
変更の承認		<p>変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市農産物消費拡大推進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知します。</p>
実績報告の方法、 時期等		<p>補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市農産物消費拡大推進事業補助金事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>(1) 渋川市農産物消費拡大推進事業補助金交付決定通知書 (2) 行ったPR活動の内容が確認できる書類 (3) 収支決算書 (4) PR活動中の写真</p>
補助金の額の確定		<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、渋川市農産物消費拡大推進事業補助金補助金確定通知書（様式第6号）により交</p>

	付すべき補助金の額を確定します。
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市農産物消費拡大推進事業補助金交付請求書（様式第7号）に渋川市農産物消費拡大推進事業補助金交付決定通知書を添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>（1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>（1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>（2） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市農産物消費拡大推進事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市農産物消費拡大推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市農産物消費拡大推進事業補助金変更交付申請書（様式第3号）</p> <p>渋川市農産物消費拡大推進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）</p> <p>渋川市農産物消費拡大推進事業補助金事業完了実績報告書（様式第5号）</p> <p>渋川市農産物消費拡大推進事業補助金確定通知書（様式第6号）</p> <p>渋川市農産物消費拡大推進事業補助金交付請求書（様式第7号）</p>
その他	<p>交付対象者は、本補助金交付に関する根拠となる書類及び帳簿を備え付け、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。</p>
取扱担当課	<p>渋川市役所農政課（第二庁舎）</p> <p>電話 0279-22-2593（直通）</p> <p>0279-22-2111（内線4972）</p> <p>メールアドレス nousei@city.shibukawa.gunma.jp</p>